

特定指導法人等専門部会報告書 骨子案について

特定指導法人等専門部会 報告書目次案

本文

- 1 はじめに
- 2 見直しにあたって
- 3 見直し対象法人
- 4 これまでの見直しの取組と評価等
- 5 法人・県双方に対する改革・改善に関する提言

結びに

参考資料

- 資料1 特定指導法人概要
- 資料2 栃木県行政改革推進委員会特定指導法人等専門部会
- 資料3 栃木県出資法人指導指針
- 資料4 特定指導法人の見直し基本指針（改定）

特定指導法人等専門部会報告書骨子案①

1 はじめに

- ・ 県出資法人等は、県政運営の一翼を担い、県民福祉の向上等のため、大きな役割を果たしている。
- ・ 県では、特に県政運営との関係の深い「特定指導法人」について、これまで行政改革推進委員会や議会検討会からの提言を踏まえた基本方針の下、見直しを進め、法人の統廃合など一定の成果を得た。
- ・ 一方、現方針の策定から10年あまりの間、公益法人制度改革や県民ニーズの多様化、デジタル技術の急速な発展など、法人を取り巻く環境は大きく変化したことから、従来の基本方針の取組内容を含め法人への指導・関与のあり方について改めて検討を行う必要が生じた。
- ・ 本専門部会は、各法人が時代の変化に対応しながら、役割を最大限発揮し、効率的で質の良いサービスを提供していくことができるよう、改めて各法人の取り組むべき課題や県関与のあり方を検討するため設置された。この報告書は、本専門部会の検討結果について報告・提言を行うものである。
- ・ 今後、この提言を踏まえ、法人の透明性・効率性の向上、県・法人のパートナーシップが一層強化され、県施策目標の実現、県民益の増大に寄与することを期待する。

2 見直しにあたって

(1)見直しの視点

特定指導法人が、社会情勢の急激な変化や複雑多様化する県民ニーズに適切に対応し、今後とも県施策の推進主体のひとつとして、質の高い公的サービスを効率的かつ効果的に提供し続けることにより、県民益の最大化がもたらされるよう、特定指導法人への指導のあり方について見直しを行った。

(2)見直しの考え方

①現行方針に掲げた見直し項目に対する取組の評価等を踏まえながら、②「とちぎ行革プラン2021」に掲げる「新たな視点や発想による未来志向の行財政改革」への取組として、市町等多様な主体との連携・協働、デジタル化を進めつつ、③法人自らがガバナンスを強化し実効的な見直しに取り組んでいくことができるような内容とすることを基本的な考え方とする。

また、④設立目的の効果的推進のために組織体制の整備が必要な場合や、設立目的が達成された場合等における統廃合を含めた組織のあり方について検討する。

特定指導法人等専門部会報告書骨子案③

3 見直し対象法人

- ・ 現行方針への取組状況を検証するため、現在の特定指導法人（28法人）全てを対象とした。
- ・ 今後は、既に概ね自立的な運営を行っている法人（別紙①の4法人）を除く法人について、引き続き指導の対象とすることが適当であると考ええる。

4 これまでの見直しの取組と評価等

(1) 現行方針への取組の進捗状況について

- ・ 全体の進捗状況としては、概ね順調に推移（全87項目中、目的達成：29項目・順調に推移：49項目）している一方、継続検討等となっている項目が9つある。

(2) 継続検討・判定保留項目について

- ・ 9項目について個別法人及び県所管部局にヒアリングを行った結果、5項目について引き続き検討を要するものと考ええる。（別紙②のとおり）

(3) 個別法人の評価等について

- ・ 全28法人について、現行方針への取組の評価を行い、今後取り組むべき課題を提示した。
提示した課題の例（技術者の少ない市町への支援・デジタル技術を活用した新たな事業展開・技術の継承）

5 法人・県（統括部門・所管部局）への改革・改善に向けた提言

(1) 運営評価制度（仮称）の導入

- ・特定指導法人における自立的で効率的な経営のための不断の改革・改善につなげるとともに、県民へより分かりやすい情報公開を行うための仕組みとして、「運営評価制度（仮称）」を導入することを提言する。

運営評価制度（仮称）

運営評価

- ◎法人・所管部局・統括部門(行Ⅰ課)において実施
 - ・（法人）「運営評価シート（*）」を作成、運営に関する自己評価を実施
 - ・（所管部局）評価シート作成を支援、2次評価を実施
 - ・（統括部門）評価シートの点検、3次評価の実施、運営評価（まとめ）作成・公表

外部評価

- ◎行政改革推進委員会において実施
 - ・運営評価(まとめ)の検証
 - ・法人及び所管課へのヒアリングの実施

（*）運営評価シート

法人の経営状況を捉えるための指標や、事業実績・県（その他の主体）との連携等について毎年度の状況をまとめるもの（公表を想定）。

特定指導法人等専門部会報告書骨子案⑤

●段階的な運営評価の実施による
法人の自律的マネジメントの促進
所管部局との課題の共有、県施策目的達成のための法人の役割、県関与のあり方の確認

●行政改革推進委員会による
客観的な視点からの法人のあり方の検証及びフィードバック

●運営評価結果の公表による
県民への法人の使命・役割の見える化

メリット

- ・法人事業の実施状況・経営状況等、課題の把握ができる
- ・県施策目標達成のための法人の役割、協働、県関与のあり方についての継続的な確認ができる

- ★法人の使命とは何か
- ★法人の成果(県民にとっての価値)は何か
- ★使命を全うするために必要な体制・実施すべき事業(役割)とは何か

- ・自己評価及びフィードバックを踏まえた事業の見直しや経営改善の実施ができる

メリット

所管部局
2次評価

統括部門
3次評価

段階的
評価と
フィード
バック

法人
自己評価

行革委員会
評価の検証

- ・特定指導法人全般の定期的な状況・課題の把握、対応状況の確認ができる

メリット

※運営評価制度の運用等は、統括部門において毎年度見直しを行う。

特定指導法人に関する情報
(運営評価シート)の公表

県民

- ・サービス向上・県民益の増大が期待できる

メリット

特定指導法人等専門部会報告書骨子案⑥

(2)法人のガバナンス強化・実効的な見直しに向けた提言

- ・ 運営評価制度による自己評価及びフィードバックを踏まえた事業の見直し・経営改善の実施が求められる。
- ・ デジタル技術を活用した内部業務の省力化・効率化及び生産性の向上に努めるとともに、県民へのサービスについて有用と思われるものについては、積極的にデジタル化を図る必要がある。
- ・ 県民への説明責任の観点から、引き続き県民に分かりやすい形での情報提示など、工夫を凝らした情報公開が求められる。

(3)県所管部局における指導・県関与のあり方の継続的な見直しに向けた提言

- ・ 県からの人的支援・財政支出等の状況に応じた、県関与のあり方についての見直しを推進する必要がある。（県職員派遣の見直し、補助金・委託金等の見直し、随意契約の見直し）
- ・ 運営評価の2次評価の実施等を通じて法人の実態を把握するとともに、県の施策目標達成・事業の効果的推進のために法人に期待される役割・協働のあり方などについて、法人・県所管部局相互の共通理解を深めていく必要がある。
- ・ 法人事業のデジタル化に関して、他県や民間の類似法人の状況等の情報の収集及び提供に努めていくことが求められる。

特定指導法人等専門部会報告書骨子案⑦

(4) 県統括部門における法人・所管部局への指導に向けた提言

- ・ 所管部局（所管課）による2次評価及び県関与の見直し状況について把握した上で、運営評価の3次評価として特定指導法人全般の包括的な評価を行う。
- ・ 全庁的な連絡調整会議等の実施等により、運営評価制度のとりまとめを通じて把握した各法人における見直し・デジタル化の好事例等の共有を図るなど、**指導支援体制を充実**していく必要がある。
- ・ 法人自らによる情報公開とともに、県においても特定指導法人について評価結果等の情報公開を行い、県民に対し**法人の使命・役割の見える化**を図る必要がある。

(5) その他の留意事項

- ・ 運営評価制度の構築にあたっては、公益法人制度、指定管理者制度等による各種の評価との目的が異なるものであることに留意しながら、**評価すべき内容について検討**をする必要がある。
- ・ また、導入後も随時点検内容の精査などの改善を図りながら管理・運用を行っていく必要がある。
- ・ 法人設立以来培ってきた**知見・技術を次代に継承**するとともに、県をはじめ市町その他の**多様な主体との連携において発揮**していくことが期待される。
- ・ 法人と県のパートナーシップのもと、県民益の増大という目的のため、**不断の改革・改善**に取り組んでいくことを期待する。

(別紙)

①指導対象外とする法人について

(公財)栃木県育英会、(公財)栃木県保健衛生事業団、(福)とちぎ健康福祉協会、(公社)とちぎ環境・みどり推進機構

②継続して検討すべき項目について

NO	特定指導法人名	継続検討・判定保留項目	評価案	継続検討の必要性
1	公益財団法人栃木県環境保全公社	・馬頭処分場完成後の業務検証、組織のあり方の検討	「エコグリーンとちぎ」稼働後の運営状況を踏まえた検証を行い、公社の存廃も含めて組織のあり方を検討する必要がある。	○
2	公益財団法人栃木県保健衛生事業団	・臓器移植推進協会との統合等の検討	統合候補団体ではあるが、臓器移植推進協会側の課題と整理する。	
3	公益財団法人栃木県臓器移植推進協会	・保健衛生事業団への統合等の検討	協会の脆弱な組織体制を踏まえ、県と法人が協議しながら他団体との統合等による体制整備を早急に進める必要がある。	○
4	公益財団法人栃木県産業振興センター	・とちぎ産業交流センターとの統合	県と法人が協議しながら、スケジュールを明確に定めた検討を行う必要がある。	○
5	株式会社とちぎ産業交流センター	・栃木県産業振興センターとの統合		○
6	公益社団法人栃木県観光物産協会	・とちぎ農産物マーケティング協会との統合	設立目的の相違や販路開拓ルートの特異性等から、統合は困難であることから、見直し方針の変更はやむを得ない。(事業連携で対応)	
7	一般社団法人とちぎ農産物マーケティング協会	・栃木県観光物産協会との統合		
8	公益財団法人栃木県スポーツ協会	・今市青少年スポーツセンターのあり方検討	とちぎ国体後の利活用について、県と法人が協議しながらあり方に係る検討を行う必要がある。	○
9	一般財団法人栃木県交通安全協会	・自動車教習所業務の見直し(段階的廃止)	一般財団法人への移行等を踏まえ、見直し方針の変更はやむを得ない。	